

# 企画競争説明書

業務名称： アフリカ地域サブサハラアフリカにおける食料安全保障・栄養改善のためのフードバリューチェーン開発に係る情報収集・確認調査

案件番号： 180554

## 【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）
- 第4 業務実施上の条件

2018年12月19日  
独立行政法人国際協力機構  
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法(企画競争)について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書(以下「プロポーザル」という。)に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

## 第1 企画競争の手続き

### 1 公示

公示日 2018年12月19日(水)

### 2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

### 3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：アフリカ地域サブサハラアフリカにおける食料安全保障・栄養改善のためのフードバリューチェーン開発に係る情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項(特記仕様書案)」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
  - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款  
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
  - ( ) 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款  
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間(予定)：2019年3月上旬～2020年3月下旬

### 4 窓口

〒102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第二課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口(持参の場合)は、同ビル1階 調達部受付となります。

## 5 競争参加資格

### (1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

#### 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

### (2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は、当機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争資格参加」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照のこと。

#### 2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### (3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

具体的には、以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

### (4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（２）に規定する競争参加資格要件を求めません。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<https://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

## 6 説明書に対する質問

(1) 質問提出期限：2018年12月26日(水) 12時

(2) 提出先・場所：上記4. 窓口

注1) 原則、電子メールによる送付としてください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法：2019年1月8日(火) までに機構ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 7 プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2019年1月11日(金) 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参

注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。

注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

(3) 提出先・場所：上記4. 窓口

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部  
見積書 正1部 写 1部

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
- 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- 5) 虚偽の内容が記載されているとき
- 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

(6) 見積書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
  - a) 旅費（航空賃）
  - b) 旅費（その他：戦争特約保険料）
  - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- e) その他（以下に記載の経費）

3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

- a) 1 = 円
- b) US\$ 1 = 円
- c) EUR 1 = 円

US\$1= 113.385000 円, EUR1= 129.024000 円, ZMW1= 9.515020 円, XOF1= 0.196700 円, ETB1= 4.097640 円, GHS1= 23.184800 円, KES1= 1.114210 円, MGA1= 0.031460 円, MWK1= 0.157350 円, MZN1= 1.862230 円, NGN1= 0.311870 円, SDG1= 2.387050 円

5) その他留意事項

## 8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- a) 業務主任者／フードバリューチェーン
- b) 営農・農業生産
- c) 地域農業開発

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 12.50 M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点 (以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本案件においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律2点の加点(若手育成加点)を行います。

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

( ) 本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少(最高評価点との点差が2.5%以内)である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)~5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年2月5日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等

- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加算\*
- ⑤価格点\*
- \*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

## 10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）等に基づき、機構ウェブサイト上に必要な情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

#### 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

- ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること
- イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### 2) 公表する情報

- ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名
- イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高
- ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合
- エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

#### 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

### (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

### (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

- 力. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

## （2）個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

## 1.2 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達監理を含む。）コンサルタントとして、当機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。



### 13 その他留意事項

#### (1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複製又は他の目的のために転用等使用しないでください。

#### (2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### (3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

#### (4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### (5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### (6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

##### 1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

##### 2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))



## 第2 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: [https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

注) 類似業務：フードバリューチェーン開発に係る各種業務

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

##### 3) その他参考となる情報

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15ページ以下として下さい。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 業務管理体制の選択（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

( ) 本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。

#### 2) 評価対象業務従事者の経歴

【業務主任者（業務主任者／フードバリューチェーン）】

（業務管理グループにおける副業務主任者も同様の項目を記載のこと）

a) 類似業務の経験：フードバリューチェーンに係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 業務主任者等としての経験

e) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

f) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 営農・農業生産】

a) 類似業務の経験：営農・農業生産に係る各種業務

b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験

c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 地域農業開発】

- a) 類似業務の経験：地域農業開発に係る各種業務
- b) 対象国又は同類似地域：アフリカ地域 及び全途上国での業務の経験
- c) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- d) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- e) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 2 プロポーザル作成上の条件

### (1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

### (2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

## 3 プレゼンテーションの実施（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

( ) プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、別添の実施要領で業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求めます。

別紙：プロポーザル評価表

プロポーザル評価表

別紙

アフリカ地域サブサハラアフリカにおける食料安全保障・栄養改善のためのフードバリューチェーン開発に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(26.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任者／フードバリューチェーン	(26.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	4.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	(4.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	4.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 営農・農業生産	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 地域農業開発	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評価	[ 100.00 ]	



### 第3 業務の目的・内容に関する事項

#### 1. 業務の背景

アフリカの食料不足人口は2億2,000万人を超えており、そのうち慢性栄養不良の子どもは年々増加し、全世界の約4割にあたる5,900万人がアフリカにいとされている。栄養不良は人々の生活を脅かし、国家経済にも負の影響を与えていることから、「食料安全保障と栄養改善」は持続可能な開発目標（SDGs）のゴール2に位置づけられている。

栄養改善への関心が世界的に高まっている中、JICAは2016年のTICAD VIにおいて、アフリカ各国の政府と開発パートナーが協働で食と栄養の問題に取り組むための枠組みとして、「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA）」を立ち上げた。IFNAでは、マルチセクターの中でも特に農業セクターで取り得る効果的な介入策により、栄養改善事業のインパクトを増大することを目指し、JICAは各国において案件形成を進めている。

また、アフリカにおいて農業セクターは、農産物の流通、加工、販売等、その関連産業も含め、地域経済の根幹を成す主要産業である。生産性向上とともにフードバリューチェーンの構築を通じた収益性向上を図ることで、アフリカにおける産業多角化と経済成長の加速に大きな効果を及ぼすと考えられる。このフードバリューチェーン構築に栄養改善の観点を取り入れることにより、アフリカにおける食料安全保障と栄養改善に貢献することが期待されている。

なお、TICADプロセスにおける農業分野の我が国の取り組みとして、フードバリューチェーン構築を官民連携強化等により推進し、農業の収益性・生産性向上を図ることが掲げられている。この観点からは、当該分野におけるアフリカへの進出に関する本邦民間企業の関心や動向を把握したうえで、必要な情報を収集し、具体的な官民連携の方策を検討することが必要である。

以上より、本調査では、食料安全保障と栄養改善の観点からのフードバリューチェーン構築を目指し、サブサハラアフリカにおけるポテンシャル地域の情報収集を行うとともに、開発におけるボトルネックを明らかにし、民間企業との連携可能性も視野に入れた今後のサブサハラアフリカにおける食料安全保障及び栄養改善のためのフードバリューチェーン開発支援事業の具体的方向性や留意点を取りまとめる。

#### 2. 業務の概要

##### (1) 業務の目標

サブサハラアフリカにおける食料安全保障及び栄養改善のためのフードバリューチェーン開発支援事業に関し、ポテンシャル地域の情報収集を行うとともに、開発におけるボトルネックを明らかにし、民間企業との連携可能性も視野に入れた具体的な事業の方向性や留意点について取りまとめる。

##### (2) 対象地域

サブサハラアフリカ全域。現地調査対象国は、第1ステージでの調査結果をもとに、ザンビアを含む5か国程度を選定する。

##### (3) 関係官庁・機関

サブサハラアフリカ各国農業省、農業研究機関、産業省及び投資庁

### 3. 業務の範囲

本業務は、「2. (1) 業務の目標」を達成するため、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

### 4. 実施方針及び留意事項

本調査では、調査の第1ステージで、バリューチェーン開発の具体的な計画策定が進んでいるザンビアにおいて、計画の具体化に向けた基礎的情報を収集するとともに、その他の国を対象に既存文献のレビュー等により、食料安全保障や栄養改善の観点からバリューチェーン強化の必要性が高い候補作物や候補国を特定する。その後、第2ステージで個別具体的なバリューチェーン開発のための具体策を、現地調査を実施した上で検討する。調査の方針および留意事項は以下の通り。

#### (1) 候補作物 (大豆)

タンパク質や微量栄養素の摂取において、大豆は栄養上重要性の高い作物の一つである。同量のタンパク質摂取のために、大豆は畜産物に比べ1000分の1の水しか必要としないとされるなど、降雨量の少ないサブサハラアフリカ地域でも生産が可能であり、かつ加工食品としての需要も増している。そのため、栄養改善に資するフードバリューチェーン構築の候補作物として、高いポテンシャルを有している。

加えて、我が国を含む国際マーケットでの大豆の需要は高く、輸出産業としての強化を図ることにより、経済開発を通じた食料安全保障・栄養改善、貧困削減につながることも見込まれる。以上により、本調査では大豆を候補作物の一つとする。

#### (2) 候補作物 (その他)

大豆に加え、他の栄養価の高い候補作物も調査対象とし、本邦民間企業の関心度合いも踏まえたうえで、今後アフリカで展開可能性が見込まれるフードバリューチェーン構築の方策を検討する。

#### (3) 地域農業開発 (ザンビアの事例分析)

フードバリューチェーン構築に向け、民間投資を誘致して新たに作物生産から加工、流通まで行う場合、栽培や加工工場建設に必要な土地の取得等において、環境社会面での配慮が不可欠である。これに関し、現在ザンビアには、政府が土地と基礎インフラを準備したうえで、民間企業の誘致と中小規模農家との契約農業を促進する地域農業開発事業が進展中である。

本調査では、ザンビア政府の取り組みをケーススタディとして取り上げ、ザンビアでの現地調査を実施した上で、地域農業開発を進める上でのリスク要因や留意点を洗い出し、具体的な対応策を取りまとめる。

#### (4) 候補国の選定

調査の第1ステージでは、サブサハラアフリカ地域の栄養状況、及び栄養改善に資するようなフードバリューチェーン開発事業（民間企業や他ドナーとの連携事業を含む）について、実施中あるいは構想段階のものも含め関連情報を収集・整理する。その際、業界団体等を通じた本邦民間企業からのヒアリングもを行い、サブサハラアフリカにおけるフードバリューチェーンに関する事業動向や関心も確認のうえ、候補作物



(5種類程度)及び事業実施のための候補国(5か国程度)を選定し、第2ステージへ移行する。

なお、候補国の選定に関しては、本邦民間企業の関心、先方政府のキャンペーン、食料安全保障と栄養改善へ及ぼす開発効果、IFNAを含む我が国の支援方針との整合性、地域的バランス、等を総合的に勘案して決定するが、現時点においてコンサルタントが最適と考える5か国(うち1か国はザンビア)をプロポーザルで提案すること。調査対象国の提案にあたっては、上記の点を考慮することは勿論、コンサルタントの知見も動員して、選定の理由を示すこと。現地調査に係る経費は、提案する対象国を前提として、本見積りに計上する。ただし、実際に現地調査を行う対象国は、ザンビアを除き調査第1ステージの結果を踏まえてJICAと協議の上最終的に決定するので、必要に応じ契約変更を行う。

#### (5) 官民連携

今後堅実な成長が見込まれるサブサハラアフリカの食品市場の動向および予測を基に、我が国の食品産業の海外展開の意向も踏まえつつ、官民が連携して、我が国の「強み」を活かして安全で高品質な食品をサブサハラアフリカの消費者へ届けるためのフードバリューチェーンの構築を進めていくことが重要であり、これに資するJICAによる協力の方向性に関する提言を行う。同時に、地域開発銀行や農業関係の国際機関等、開発パートナーとの連携も視野に入れつつ調査を進める。

#### (6) 関係機関とのアポイントメント

本調査は、特定政府からの要請に基づく調査ではないため、調査対象国の政府関係者との初回の会合については、必要に応じJICAがアポイントメントの取り付けを支援する。その後は、JICAと適宜相談の上、コンサルタントが各種調整を行う。

なお、現地調査においては、本調査の実施がJICAによる今後の当該国・分野での協力展開に直接的につながるとの誤解を受けないよう、留意すること。

### 5. 業務の内容

以下にJICAが想定する業務の流れを記載するが、コンサルタントは、「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえ、国内作業及び現地調査について、より効果的、効率的な作業工程・方法を考案し、プロポーザルにて提案すること。

#### (1) インセプションレポートの作成

調査の基本方針、方法、工程、要員計画等を取りまとめたインセプションレポート(案)を作成し、JICAに対し説明し、内容について協議の上、必要に応じて修正を行う。

#### (2) 第1ステージ(候補作物及び候補国の選定)

候補作物について、調査開始段階でフードバリューチェーン構築を通じた栄養改善効果について仮説を立てたうえで、以下の項目について調査を行い、候補作物及び候補国を選定する。なお、本業務は国内作業を想定している。

##### 1) 食料安全保障

- ・ Availability, Accessibility, Affordabilityの3要素を念頭においたサブサハラアフリカ地域各国の食料安全保障の現状
- ・ 上記を受けたボトルネックの抽出

## 2) 栄養

- ・サブサハラアフリカ地域各国の栄養、特に PFC（タンパク質、脂質、炭水化物）のバランスの現状
- ・各国栄養状況と栽培環境を踏まえた栄養改善のための候補作物の選定

## 3) 営農

- ・候補作物の営農実態（各国の生産振興に係る政策、農業投入材の入手・使用状況を含む）

## 4) 加工・流通・市場

- ・候補作物についての加工・流通・市場の状況（輸出入状況を含む）
- ・フードバリューチェーンの構築を通じた地域開発によって高い開発効果が見込める地域については、先行してその現況及び開発の方向性について検討

## 5) 開発パートナー

- ・本調査と関連性の高い開発パートナーによる主要な支援のリストアップ

## 6) 官民連携

- ・本邦企業の関心、動向を把握した上で、具体的な官民連携策について検討

### (3) 第1ステージ（地域農業開発）

フードバリューチェーン構築を通じ、民間資金も活用して地域農業開発を進める際に留意すべき事項を洗い出すために、ザンビア政府が推進する地域農業開発事業をケーススタディとして、主に以下の項目について調査する。なお、本調査では、ザンビアにおける現地調査を行う。

- 1) 事業ステークホルダー分析
- 2) 土地取得、住民移転（過去の実績、補償のメカニズムを含む）
- 3) 農業投資や環境影響にかかる関連法令、基準
- 4) 土地利用や地域資源利用
- 5) 雇用や生計手段等の地域経済への影響
- 6) 地域の意思決定機関等の社会組織
- 7) 既存の社会インフラや社会サービスへの影響
- 8) 地域における利害対立
- 9) 労働環境や安全性
- 10) 中小規模農家へ裨益する契約農業モデル

### (4) インテリムレポートの作成

第1ステージの調査結果を踏まえ、調査開始5か月後をめぐりに調査の進捗状況をインテリムレポートとしてとりまとめ、JICA に対し報告し、第2ステージでの調査実施方針（選定する候補作物及び候補国を含む）について協議を行う。

### (5) 第2ステージ

インテリムレポートに基づく協議の結果選定された対象作物及び対象国について、対象国を訪問して、以下の項目について調査を実施し、今後のフードバリューチェーン開発支援における具体的な方向性を提示する。

- 1) フードバリューチェーン分析
  - ・マーケット調査、ステークホルダー分析、その他情報収集を通じた対象作物毎のフードバリューチェーン分析
- 2) 農業投入材

- ・ 農業投入材（特に種子）の入手・使用についての詳細調査
- ・ 想定される規模の農業生産を行う際に必要な農業投入材シミュレーション
- ・ 各農家が対象作物を栽培する上での収支シミュレーションとリスク分析

### 3) 農業関連インフラ

- ・ 対象作物の生産に必要となる農業関連インフラ（灌漑施設、農業機械等）についての詳細調査

### 4) 環境社会配慮/責任ある農業投資

- ・ 農業投資における法制度
- ・ 各国における農業投資実施企業の現状・教訓の確認
- ・ 事業実施を想定した民間企業の事業環境（用地確保、資金調達、運輸インフラ、電力、水等）
- ・ 対象作物の農業生産、食品加工に関して準拠すべき環境社会配慮に関する法律、ガイドライン（土地法等）
- ・ 土地の利用・収用に関する現状、特に慣習的な土地利用の有無
- ・ 事業化を想定したステークホルダーミーティングの実施体制の確認

### 4) 官民連携・援助協調

- ・ 本邦民間企業及び開発パートナーの活動状況及び今後の計画を把握した上で具体的な連携策の検討

## (6) ワークショップ等の開催

現地調査期間中、関係者とワークショップ等を開催して意見交換を行い、追加的な情報収集を行うとともに、関係者とのパートナーシップの強化及び協調体制の構築を図る。ワークショップ等は、各国1回（半日）、30名程度を想定している。また、参加者への交通費（実費）を支給するが、1人当たり3,000円として見積もること。

## (7) ドラフトファイナルレポートの作成

上記調査結果をドラフトファイナルレポートとして取り纏め、その内容についてJICA、その他関係者と協議する。

## (8) ファイナルレポート等の作成

JICAへのドラフトファイナルレポートの説明・協議を踏まえ、ファイナルレポートを作成する。

## 6. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。なお、仏語圏、ポルトガル語圏の国が対象国として選定された場合、ファイナルレポートは英文に加え、当該国の使用言語のものも併せて作成する。（必要に応じ契約変更により、翻訳経費を別途追加する）

### 1) インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針、方法、調査スケジュール、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：英文2部・和文2部（簡易製本）

電子データ：上記報告書のPDF

### 2) インテリムレポート

記載事項：提出時までの調査結果  
提出時期：調査開始 5 か月後を目途  
部 数：英文 2 部・和文 2 部（簡易製本）  
電子データ：上記報告書の PDF

3) ドラフトファイナルレポート

記載事項：調査結果全体  
提出時期：現地調査終了時  
部 数：英文 2 部・和文 2 部（簡易製本）  
電子データ：上記報告書の PDF

4) ファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果  
提出時期：調査開始 12 か月後を目途  
部 数：英文 5 部・和文 5 部（製本）  
電子データ：英文 10 部（CD-R）、和文 10 部（CD-R）

ファイナルレポートについては製本することとし、その他のレポートは簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

## 第4 業務実施上の条件

### 1. 業務工程計画 (案)

2019年3月上旬より2020年3月下旬まで本業務を実施することを想定する。2019年8月上旬までにインテリムレポートを、2020年3月上旬までにファイナルレポートを提出する。

### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目途：約20.8M/M

(2) 業務従事者構成 (案)

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、下記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- 1) 総括/フードバリューチェーン (2号)
- 2) 営農・農業生産 (3号)
- 3) 食料安全保障・栄養
- 4) 地域農業開発 (3号)
- 5) 開発パートナーシップ (官民連携・援助協調)
- 6) 環境社会配慮

(3) 通訳

必要に応じて現地にて通訳 (英語-フランス語/ポルトガル語) を備上することを可とする (本見積りとする。こと。)

### 3. 配布資料、公開資料

(1) 配布資料

- ・食と栄養に係る基礎情報収集・確認調査ファイナルレポート (2018年7月)
- ・ザンビア地域農業開発事業 資料一式

(2) 公開資料

- ・栄養プロフィール (アフリカ10か国)

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/profile/africa.html>

- ・アフリカ地域 北部回廊物流網整備マスタープラン策定支援プロジェクト ファイナルレポート 和文要約

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12291761.pdf>

- ・西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン策定プロジェクト (開発調査型技術協力) 最終報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12308805.pdf>

- ・ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト (開発調査型技術協力) 最終報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12268074.pdf>

#### 4. 現地再委託

本業務では現地再委託を想定していないが、現地再委託の活用により効率的な調査実施が可能と考える場合は、理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、経費は本見積とすること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(2017年4月)」に則り再委託先の選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地においてコンサルタントが適切な監督、指示を行う。現地再委託を行う場合には、プロポーザルで現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

#### 5. その他の留意事項

##### (1) 安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、現地 JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、現地 JICA 事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

##### (2) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

##### (3) 不正腐敗対策

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

##### (4) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定している。

以上